

令和5年度保育料基準額表 (令和5年4月1日現在)

階層	階層区分		保育料(月額) 単位:円			
			3歳児未満		3歳児以上	
			保育 標準時間	保育 短時間	保育 標準時間	保育 短時間
1	生活保護世帯		0		0	
2	市町村民税非課税世帯		0		0	
3	48,600円未満	要保護世帯等	8,200		0	
		上記以外	15,000		0	
4	48,600円以上77,101円未満	要保護世帯等	8,200		0	
		上記以外	25,000		0	
	77,101円以上97,000円未満		25,000		0	
5	97,000円以上169,000円未満		30,000		0	
6	169,000円以上301,000円未満		37,000		0	
7	301,000円以上397,000円未満		40,000		0	
8	397,000円以上		44,000		0	

注1. 4～8月分の保育料は、前年度の市民税で、9～3月分の保育料は当該年度の市民税で算定します。

注2. 要保護世帯等とは、保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者が以下に該当する場合をいいます。

- (1)生活保護法第6条第2項に規定する要保護者
- (2)母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養している者
- (3)身体障害者福祉法第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者
- (4)療育手帳制度要綱の規定により療育手帳の交付を受けた者
- (5)精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第2項により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者
- (6)特別児童扶養手当等の支給に関する法律に定める特別児童扶養手当の支給対象児童
- (7)国民年金法に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者
- (8)その他市長が要保護者に準じる程度に困窮していると認めた者

注3. 外国税額控除、配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除、住宅借入金等特別控除、寄附金税額控除等の適用は行いません。

——下記に該当する方は、保育料が軽減されます——

1. 多子世帯で市民税所得割額が57,700円未満の場合

3階層・4階層(所得割課税額が57,700円未満に限る)に該当する世帯であって、保護者と生計を一にする児童が2人以上いる場合は、最年長の児童から順に2人目を半額(下記の「※ 紀州っ子いっぱいサポート」を申請することで0円となります。)とし、3人目以降については0円とします。

2. 要保護世帯等で、かつ多子世帯で市民税所得割課税額が77,101円未満の場合

要保護世帯等で、かつ3階層・4階層(所得割課税額が77,101円未満)に該当する世帯について、保護者と生計を一にする児童が2人以上いる場合は、最年長の児童から順に2人目以降については0円とします。

3. 2人以上の児童が施設・事業所等を同時に利用する場合

保護者と生計を一にする小学校就学前児童が、2人以上同時に下記の施設・事業所等を利用する場合は、利用する児童のうち最年長の児童から順に2人目を半額とし、3人目以降については0円とします。

紀州っ子いっぱいサポート

① 第3子以降

保護者と生計を一にする児童が3人以上いる場合、年齢の高い順に数えて3人目以降については0円とします。(申請書の提出が必要です。)

② 第2子

保護者と生計を一にする児童で3階層・4階層(所得割課税額が57,700円未満に限る)世帯の第2子については0円とします。(申請書の提出が必要です。)

※保護者と生計を一にする児童とは

必ずしも同居を要件とするものではなく、例えば、勤務・修学・療養等の都合上別居している場合であっても、余暇には起居を共にすることが常例としている場合や、常に生活費、学資金、療養費等の送金が行われている場合には、「生計を一にする」ものとして取り扱うこととします。
算定対象者の範囲:①支給認定保護者等に監護される者(未成年)、②支給認定保護者等に監護されていた者(①が成年に達した場合)、③支給認定保護者またはその配偶者の直系卑属(①②を除く)

※同時利用により軽減対象となる施設・事業所等

認可保育所(園) 幼稚園 認定こども園

地域型保育事業(家庭的保育、小規模保育、事業所内保育等)

特別支援学校幼稚部 児童発達支援 等